



【山形県離転職者職業訓練】
(公 共 職 業 訓 練)

訓練コード：8K015Y15
(5-08-06-127-03-0006)

5月開校 新庄市会場

受講生募集

簿記・PC活用科

【目指す職業】

総務・一般事務、簿記会計基礎業務全般

【訓練目標】

総務・一般事務職に必要な簿記会計の基礎的な知識を習得し、文書や帳票作成のパソコンスキルも身につけ、即戦力で活躍できる人材を目指します



【目指す資格】

日商簿記検定試験 3級
Word 文書処理技能認定試験 3級
Excel 表計算処理技能認定試験 3級

訓練期間	令和8年5月19日(火)～令和8年8月18日(火) 3か月間 基本時間：9：10～15：50 (休日は原則として土・日・祝日、お盆(8/13～8/15))		
訓練場所	新庄コアカレッジ(学校法人最上広域コア学園) 新庄市十日町6162-11(裏面地図参照)	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です。(テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約16,000円) ※ 資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和8年3月19日(木)～令和8年4月22日(水) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	日時： 令和8年4月30日(木) 午前10時30分から (開場午前10時00分、受付は午前10時20分までに) 場所：新庄コアカレッジ(裏面「地図」参照) 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※ 欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】

科 目		科 目 の 内 容	時間数
学 科	簿記基礎	商業簿記、取引、仕訳、帳簿、決算など	60H
	情報セキュリティ	情報セキュリティの概要、ビジネス上でのメールルール、ウイルス対策、セキュリティ対策など	2H
	安全衛生など	安全衛生、作業環境など	4H
実 技	簿記実習	期中取引の仕訳、経過勘定・固定資産等の帳簿処理、主要簿に対する補助簿の選択、精算表の作成、決算整理後残高試算表（T/B）・財務諸表（B/S、P/L）の作成など	96H
	パソコン基本操作実習	OSの基本操作、キーボード入力操作、アプリケーションインストール、ファイルの設定など	9H
	文書作成ソフト操作実習	文書の書式設定、表の作成、文字の書式設定、段落の書式設定、その他の書式設定、印刷形式の設定、ファイル操作・管理、オブジェクトの活用、文書の校正など	30H
	文書作成実習	ビジネス文書・資料の作成（送付状、会議資料）など	30H
	表計算ソフト操作実習	ワークシートへの入力、ワークシートの設定、ワークシートの編集、ページレイアウトの設定、ブック管理、リストデータ操作、グラフ作成、マクロ作成など	30H
	表計算データ処理実習	文書・帳票類の作成（請求書、業務報告書）など	33H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の仕方、ビジネスマナー（接遇）、コミュニケーションなど	25H
総訓練時間（目安時間）：319H（学科：66H、実技：228H、就職支援他25H）			
その他 ※ Windows 11、Microsoft Office 2021（Word、Excel、PowerPoint）を使用します。 ※ キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。			

【選考会場・訓練会場】

場 所：新庄コアカレッジ
 住 所：新庄市十日町6162-11
 電 話：0233-29-2121
 ※ 無料駐車場あり



◆ ご相談・お申込み窓口 ◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榑岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。